

福岡市幼稚園型一時預かり事業実施要綱

(通則)

第1条 福岡市幼稚園型一時預かり事業（以下「事業」という。）については、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」として実施することとし、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第1項第2号の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 本事業は、日常生活上の突発的事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要な場合に対応するため、幼稚園（福岡市立幼稚園を除く。以下同じ）又は認定こども園（以下「幼稚園等」という。）において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象児童)

第3条 本事業の対象となる児童は、福岡市内に居住し、幼稚園等に在籍している満3歳以上の幼稚園児（以下「児童」という。）を原則とする。

(実施方法)

第4条 本事業は、幼稚園等において児童を一時的に預かる事業を実施する者（以下「事業者」という。）に補助金を交付することにより実施する。

(実施日)

第5条 事業者は、次に掲げる日において事業を実施するものとする。また、土曜日、日曜日及び祝日も事業を実施することができる。

(1) 開園日

(2) 長期休業日（原則、月曜日から金曜日。なお、利用者に支障のない範囲で各5日間程度（盆休み、年末年始等）は実施しないことができる。）

(実施時間)

第6条 事業の実施時間は、次に掲げる時間とし、事業者が定めるものとする。

(1) 開園日

以下を満たすこと

ア 一時預かりの時間が1日4時間以上、又は教育時間と一時預かりの時間の合計1日8時間以上であること。

イ 一時預かりの終了時刻は午後6時以降であること。

(2) 長期休業日、土曜日、日曜日及び祝日

一時預かりの時間が1日8時間以上であること。

(保育従事者)

第7条 福岡市幼稚園型一時預かり事業に従事できる職員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 幼稚園教諭
- (2) 保育士
- (3) 都道府県又は市町村及び指定事業者が実施する子育て支援員研修のうち一時預かり事業又は地域型保育の専門研修を修了した者
- (4) 福岡市が実施した家庭的保育者研修を修了した者（福岡市が認めた研修を含む。）

(職員配置)

第8条 福岡市幼稚園型一時預かり事業に従事する職員人数は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に基づき、児童の年齢及び人数に応じ配置するものとし、常時2人を下回ってはならないものとする。

2 配置する職員の1/3以上は保育士又は幼稚園教諭とする。

3 第1項の規定に関わらず、同項の規定により算出した職員配置数が1人の場合で、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭免許状所有者）の支援を受けられる場合は配置職員は1人で可とする。

また、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、アに掲げる者又はイからオまでに掲げる者で市が適切と認める者とする。なお、イからオまでに掲げる者を配置する場合には、園内研修を定期的実施することなどにより、預かり業務に従事する上で必要な知識・技術等を十分に身につけさせる必要があること。

ア 市町村長等が行う研修を修了した者

イ 小学校教諭普通免許状所有者

ウ 養護教諭普通免許状所有者

エ 幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者

オ 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した者を除く。）

4 在籍する幼稚園等における教育時間内において、健康面・発達面において特別な支援を要するとして、現に都道府県又は市町村による補助事業等の対象となっている児童その他市町村が認める障がい児（以下「特別な支援を要する児童」という。）を受け入れる幼稚園等において、当該幼稚園等が実施する一時預かり事業を当該特別な支援を要する児童が利用する際に、職員配置基準に基づく職員配置以上に教育・保育従事者を配置する場合、福岡市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱において別に定める単価を適用する。

(設備基準)

第9条 福岡市幼稚園型一時預かり事業に必要な設備は、保育室又は遊戯室、便所とし、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合は、保育所に準じた基準を満たすこと。

(事業開始の届出)

第10条 事業者は、事業開始にあたり、福岡市幼稚園型一時預かり事業開始届（様式第1号）に必要書類を添付して市長へ届出を行うものとする。

(事業内容等の変更の届出)

第 11 条 事業者は、前条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を福岡市幼稚園型一時預かり事業変更届出(様式第 2 号)に必要書類を添付して、市長へ届出を行うものとする。

(事業の廃止(休止)の届出)

第 12 条 事業者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、福岡市幼稚園型一時預かり事業廃止(休止)届(様式第 3 号)に必要書類を添付して市長に届出を行うものとする。

(利用料)

第 13 条 事業者は、利用者から事業者が定めた利用料を徴収することができる。

2 事業者は、第 1 項に定める利用料のほか、あらかじめ利用者の同意を得たうえで、昼食代やおやつ代などの実費相当額を徴収することができる。

(状況報告)

第 14 条 事業者は、毎月の事業実施状況を、翌月 15 日までに市長に報告するものとする。

(細則)

第 15 条 この要綱に定めのあるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項はこども未来局長が定める。

附 則

この要綱は平成 27 年 8 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は決裁日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 7 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。